

地域医療支援病院の 名称の承認について

- 地域医療支援病院とは、医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認するものです。
- 令和3年3月29日の医療法施行規則改正に伴い、従来の都道府県医療審議会での意見聴取に加え、新たに地域医療構想調整会議における協議を行うこととされました。
- また、承認に当たっては、管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が規定されました。
- このことを受けて、病床の機能の分化及び連携を推進する観点から、承認がなされた際にどのような責務を追加すべきか、地域医療構想調整会議において協議するとともに医療審議会において審議し、責務の内容が提案された場合においては、承認申請を行った病院に当該責務に関する実施計画の策定を求め、医療審議会において当該計画を確認した上で承認を行うこととしました。
- つきましては、東京ベイ・浦安市川医療センターより地域医療支援病院の名称の承認申請がありましたので、名称使用の妥当性について御意見を伺います。

地域医療支援病院について

1 制度について

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認する。

2 地域医療支援病院となるための要件等概要

承認要件等項目	概 要
(1) 紹介患者に対し医療を提供しうる体制が整備されていること。	次のいずれかに該当すること。 ① 紹介率 80%以上 ② 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上 ③ 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上
(2) 共同利用の実施	病院の建物の全部若しくは一部、設備、器機又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師等その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させる体制が整備されていること。
(3) 救急医療の提供	24 時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる施設及び医療従事者が確保されていること。 ・ 次のいずれかに該当すること。 ①年間救急搬送患者数÷救急医療圏人口×1000≥2 ②年間救急搬送患者の受け入れ数≥1000
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会等研修を定期的（年間12回以上）に行う体制、設備が整備されていること。
(5) 病床の規模	原則200床以上を有すること。
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	集中治療室、化学、細菌・病理等検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室等すべて必要施設は有していること。
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	地域医療支援病院運営委員会を設置しており、その構成員は医療関係者の団体、県・市町村代表、学識経験者等で構成することが適当であること。
(8) 諸記録の管理及び閲覧	諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されていること。

3 医療圏別地域医療支援病院の承認一覧（8医療圏21病院）

二次保健医療圏	市町村名	病 院 名	承認年月日
千 葉	千葉市	千葉県こども病院	H16.12.24
	千葉市	国立病院機構千葉医療センター	H20. 6.25
	千葉市	千葉市立海浜病院	H25.8.6
	千葉市	千葉市立青葉病院	H28.4.1
東葛南部	船橋市	船橋市立医療センター	H22.3.31
	八千代市	東京女子医大八千代医療センター	H23.3.25
	習志野市	千葉県済生会習志野病院	H25.8.6
	市川市	東京歯科大学市川総合病院	H28.3.31
	市川市	国立国際医療研究センター国府台病院	H29.2.9
	浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	R3.10.7
東葛北部	松戸市	松戸市立総合医療センター	H25.8.6
	柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	H30.3.30
印 旛	成田市	成田赤十字病院	H18.8.30
	佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	H28.6.1
	印西市	日本医科大学千葉北総病院	R3.10.7
香取海匝	旭市	総合病院国保旭中央病院	H29.3.1
山武長生夷隅	東金市	東千葉メディカルセンター	H30.5.31
安 房	鴨川市	亀田総合病院	H16.12.20
君 津	木更津市	君津中央病院	H23.1.25
市 原	市原市	千葉労災病院	H19.3.30
	市原市	帝京大学ちば総合医療センター	H30.3.30

4 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項(令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九関係)*

- ・ 令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第十九条の一九第一項第二号に規定する「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」については、様々な医療の中で、地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものについて、都道府県知事が地域の実情に応じて、適切に定めるべきものであること。
 - ・ 具体的には、例えば以下のような項目について、地域の実情から当該地域医療支援病院が実施することが適切であると考えられる場合に、責務として追加することが考えられること。
 - ア) 医師の少ない地域を支援すること。
 - イ) 近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。
 - ウ) 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。
 - エ) 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。
なお、追加する責務については、例えば医師の少ない地域を支援することを責務とする場合には、地域医療対策協議会における議論を踏まえたものとなるようにする等、関連する他の協議会、審議会等における議論を踏まえたものとなるようにすること。
- ※ 当該事項については、県で対応を検討した結果、承認済の地域医療支援病院を含め一律で定めることとせず、承認に関する調整会議における協議及び医療審議会における審議の際にその都度ご意見を伺うこととしました。

承認要件の確認

名称・所在地	東京ベイ・浦安市川医療センター 浦安市当代島3-4-32	
開設者（申請者）	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町2-6-3	
開設年月日	平成21年4月1日	
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、泌尿器科、循環器内科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科、産婦人科、麻酔科、消化器内科、病理診断科、心療内科、放射線診断科、小児腫瘍内科、心臓血管外科、腎臓・内分泌内科、糖尿病内科、人工透析内科、小児血液内科、呼吸器内科、神経内科、感染症内科、リウマチ科、腫瘍内科… 31診療科	
(1) 紹介患者に対する医療提供	<ul style="list-style-type: none"> 紹介率63.8%、逆紹介率93.2% (紹介率50%以上、逆紹介率70%以上で申請) 	適
(2) 共同利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> 共同利用病床6床 共同利用できる機器 (CT、MRI、骨密度測定装置) 共同利用規程あり 登録医療機関119(内、関係医療機関1) 	適
(3) 救急医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 救急告示病院 救急患者9,493人 医師110人、看護師269人ほか 専用病床 一般12床 	適
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 年12回 参加者124名(地域医療講演会等) 研修指導者 医師30人 研修委員会あり 	適
(5) 病床の規模	<ul style="list-style-type: none"> 一般340床、感染症病床4床 	適
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> 集中治療室、化学細菌検査室、図書室等、必要な施設をすべて有している。 	適
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員承諾済 委員構成は医療関係団体等により構成されている。 	適
(8) 諸記録の管理及び閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 諸記録管理責任者、管理担当者、閲覧方法等、諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されている。 	適

※実績は令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に基づく。